

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」（令和6年12月20日改正内閣府公益認定等委員会）を採用している。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…建物・建物付属設備・構築物については定額法、車両運搬具・什器備品については、定率法によっている。

無形固定資産…情報化システムソフト開発費については均等償却法・ソフトウェアについては、定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金については公益団体の規程に基き、期末要支給額を計上している。

特別手当引当金については公益団体の規程に基き計上している。

(4) リース取引の処理方法

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 消費税等の会計処理

税抜き方式を採用している。